

# 山手校区まちづくり協議会規約

〔令和5年5月20日改正〕

## (名称・所在地)

第1条 この会は、山手校区まちづくり協議会（以下「本会」という。）と称し、事務所を明石市立山手小学校区コミュニティ・センター内に置く。

## (目的)

第2条 本会は、山手小学校区内（以下「校区内」という。）のコミュニティ活動及び福祉活動の推進により、明るく住みよいまちづくりを行うことを目的とする。

## (構成)

第3条 本会の構成は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 校区内に居住・在勤する住民
- (2) 校区内で活動する自治会・各種団体
- (3) 校区内に所在する事業所
- (4) その他、会長が必要と認める者

## (事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域住民相互の情報交換並びに交流・親睦に関する事業
  - (2) 地域活性化に関する事業
  - (3) 健康・福祉に関する事業
  - (4) 生活環境の保全に関する事業
  - (5) 地域の防災・防火及び防犯に関する事業
  - (6) 自治会活動との連携に関する事業
  - (7) 関係諸団体との連携に関する事業
  - (8) 行政との協働に関する事業
  - (9) 活動内容、及び本会への参画促進など広く住民に周知する事業
  - (10) その他、本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 本会は、政治活動及び布教等の宗教活動を行わない。

## (会員)

第5条 本会に会員を置く。

2 会員は自治会・各種団体の代表者、自治委員、及びまちづくり応援隊とする。

## (自治委員・まちづくり応援隊)

第6条 自治委員は、校区内で活動する自治会・各種団体からの推薦により選出する。

2 まちづくり応援隊は会の目的に賛同する者で第4項の手続きを経た者であれば、誰でもなることができる。

3 自治委員及びまちづくり応援隊の任期は1年とする。ただし、継続は妨げない。

4 まちづくり応援隊は、入会届（様式第1号）を会長に届け出るものとする。

5 入会を届け出たまちづくり応援隊で、任期途中で退会しようとする者は、退会届（様式第2号）を会長に届け出るものとする。

## (理事)

第7条 本会に理事を置く。

2 理事は自治会・各種団体の代表者とする。

## (役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名以内
- (3) 幹事 1名
- (4) 会計 2名以内
- (5) 第17条に第2項に規定する部会長

2 役員は、会員の中から総会において選出する。ただし、年度途中で欠員が生じた場合の役員の選出は理事会で行う。

3 会長及び会計の職にあるものは、他の職と兼務することができない。

#### 役員の職務)

第9条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 幹事は総会、理事会及び役員会の議長となり、会議を進行する。
- 4 会計は本会の会計事務を処理する。
- 5 部会長は、部会を代表し、部会活動全般を統括する。

#### (役員の任期)

第10条 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 欠員により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (監査役)

第11条 本会に監査役2名を置く。

- 2 監査役は総会において選出し、その任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 欠員により選出された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 監査役は本会の会計及び事業を監査する。

#### (顧問及び相談役)

第12条 本会の円滑な運営を図るため、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問は、山手小学校区に關係する県議会議員、市議会議員、小学校校長、幼稚園園長、大久保市民センター所長、その他本会の円滑な運営に必要と認められる者から役員会で推薦し、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 相談役は、本会の会長経験者から役員会で推薦し、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 顧問及び相談役の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

#### (会 議)

第13条 本会の会議は、総会、理事会、役員会、部会、自治会長会、及び委員会とする。

#### (総 会)

第14条 総会は、本会の最高決議機関であって、会員によって構成する。

- 2 総会は、毎年1回定例総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、または、会員の過半数の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。
- 3 総会は会長が召集する。
- 4 総会は会員の過半数の出席（委任状を含む。）をもって成立する。
- 5 総会は次の事項を審議議決、または承認を行う。
  - (1) 事業計画及び予算に関する事項
  - (2) 事業報告及び決算に関する事項
  - (3) 役員、監査役の選出、及び顧問、相談役の承認に関する事項
  - (4) 規約の変更に関する事項
  - (5) 部会の新設及び統廃合に関する事項
  - (6) 本会の解散及び合併に関する事項
  - (7) 長期的なまちづくり計画の策定及び変更に関する事項
  - (8) 理事会から付議された重要事項
  - (9) その他、本会に係る重要事項
- 6 総会の議決は出席者の3分の2をもって決定する。

#### (理事会)

第15条 理事会は役員及び理事によって構成する。

- 2 理事会は会長が召集する。
- 3 理事会は理事の過半数の出席をもって成立する。ただし、代理出席を妨げない。
- 4 理事会は、次の掲げる事項を協議、及び報告を行う。
  - (1) 本会の運営に関する事項
  - (2) 他団体との調整を要する事項
  - (3) 自治会・各種団体に係る事項で特に報告すべき事項
  - (4) 役員会から付議された事項
  - (5) その他、理事会において協議、報告等を行うことが必要と思われる事項
- 5 理事会の議決は、出席者の過半数をもって決定する。ただし、可否同数のときは、会長が決定する。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、理事以外の者を出席させ、意見を求めることができる

#### (役員会)

第16条 役員会は役員によって構成する。

- 2 役員会は会長が召集する。
- 3 役員会は役員の過半数の出席をもって成立する。

- 4 役員会は、次の事項を審議議決する。
  - (1) 事務局員の選出、顧問及び相談役の推薦に関する事項
  - (2) その他、理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 5 役員会の議決は、出席者の過半数をもって決定する。  
ただし、可否同数の場合は会長が決定する。
- 6 会長は必要があると認めるときは、役員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(部会)

第17条 第4条に定める事業を行うため、本会に次の部会を置く。

- (1) 交流・親睦部会
  - (2) 健康・福祉部会
  - (3) 生活・環境部会
  - (4) 子ども部会
- 2 部会は会員によって構成し、各部会に部会長を置く。
  - 3 部会長が必要と認めるときは、部会以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(自治会長会)

第18条 校区内の自治会に関する事項について協議するため、本会に自治会長会を置くことができる。

- 2 自治会長会は自治会の代表者で構成し、会長が召集する。

(委員会)

第19条 第4条に定める事業を円滑に行うため、本会に次の委員会を置くことができる。

- (1) 地域活性化委員会  
部会の枠組みを超え、地域の財産・資源を活用した地域の活性化を検討する。
  - (2) 広報委員会  
本会の活動内容を広く住民に周知し、住民の協力並びに参画を促進するとともに、地域外へ地域情報を発信する。
- 2 委員会は会員によって構成する。ただし、委員長が必要と認める者の出席を妨げない。
  - 3 委員会に委員長を置く。
  - 4 委員長は委員の中から選出し、その任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
  - 5 委員長は委員会を代表し、委員会活動全般を統括する。
  - 6 委員会は必要に応じて委員長が召集する。

(事務局)

第20条 本会の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

- 2 事務局員は、役員会の承認を得て、会長が任命する。

(議事録)

第21条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 会議の構成員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
  - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 総会及び理事会の議事録には、議長及び議長が指名した議事録署名人2名が署名又は記名押印しなければならない。
  - 3 総会及び理事会以外の会議においても、議事の経過の概要及びその結果を広く共有するように努める。
  - 4 会議の議事録の閲覧を請求する者があるときは、これを閲覧させなければならない。

(事業計画及び予算)

第22条 本会の事業計画及び予算は、総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第23条 本会の事業報告及び決算は、監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(運営費)

第24条 本会の運営費は、校区単位自治会の分担金、補助金、委託料及びその他の収入をもって充てる。

(会計及び資産帳簿の整備)

第25条 本会は本会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

- 2 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由のない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

(年 度)

第26条 本会の年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(まちづくり計画)

第27条 本会は、安全で安心な住みよい山手小学校区の実現に向けた、長期的なまちづくり計画を策定する。

2 まちづくり計画の策定または変更は、総会の承認を受けて決定する。

(規約の変更)

第28条 本会の規約の変更は、理事会の承認を得て、総会に諮ることができる。

(補 則)

第29条 その他、運営に必要な事項は、総会において別に定めることができる。

附則 細則第1号、細則第2号、細則第3号、細則第4号、細則第5号を定める。

細則第1号(旅費・日当規定)

山手校区まちづくり協議会に関する案件により出張したときは、次の金員を支払う。

- (1) 大久保町内は、1,000円(役員を除く)
- (2) 大久保町以外の地区は、2,000円とする。
- (3) 役員の大久保町内の出張手当は別途細則にて定める。

細則第2号(慶弔規定)

理事の慶弔贈与に関しては、それぞれ次の金品を贈呈する。

理事が死亡の場合の香料は、10,000円とする。

細則第3号(各種団体規定)

規約第3条第1項第2号に規定する各種団体とは、次の団体とする。

- (1) 山手小学校
- (2) 山手幼稚園
- (3) AFCやまて
- (4) 山手幼稚園PTA
- (5) 山手校区高年クラブ連合会
- (6) スポーツクラブ21山手
- (7) 明石防犯協会山手支部
- (8) スクールガード山手
- (9) 山手小学校地区社会福祉協議会
- (10) 大久保北地区民生児童委員協議会
- (11) その他公認団体

細則第4号(謝金規定)

講師等を依頼する場合の謝金の基準は、次のとおりとする。

- (1) 論説委員、評論家等  
1 講座(2～3時間) 30,000円～50,000円
- (2) 大学教授等  
2時間までを10,000円～30,000円  
(2時間を超える1時間3,500円)
- (3) 一般の講師等  
2時間までを5,000円～10,000円  
(2時間を超える1時間2,000円)

細則第5号(役員の出張旅費)

役員の大久保町内の出張旅費の簡素化を図る目的で次の金額(年額)を定める。

会長 5万円。副会長 3万円。幹事・会計 2万円。部会長2万円。

附則 本規約は、平成29年5月21日から施行する。

附則 本規約は、令和元年5月18日改正。

附則 本規約は、令和5年5月20日改正